2　法第20条第２号の要件への適合性

県道丸森柴田線（以下「本路線」という。）は、道路法第７条の規定により宮城県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により宮城県が道路管理者であることなどから、起業者である宮城県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

本路線は、宮城県伊具郡丸森町地内の一般国道113号との交差点を起点とし、角田市を通過し、宮城県柴田郡柴田町地内の一般国道４号との交差点を終点とする延長約23㎞の幹線道路である。

このうち、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、角田市内の東部を一級河川阿武隈川水系阿武隈川とおおよそ並行するように南北に縦断し、沿線には集落等が点在していることから、地域住民の通勤、通学等の日常生活に広く利用されている。

しかしながら、現道は、県道の構造の技術的基準等を定める条例（平成24年宮城県条例第105号。以下「宮城県条例」という。）に定める車線幅員を満たさない幅員狭小区間等が多数存在するとともに、交通事故も発生しているなど、幹線道路としての機能が十分に発揮できていない状況にある。

本件事業の完成により、線形等の良好な道路が新たに整備されることから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成26年３月に同法等に準じて、任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの評価項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響調査等によると、本件事業の施工区域及びその周辺の土地において、動物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているホトケドジョウ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているメダカ南日本集団及びマルタニシ、準絶滅危惧として掲載されているチュウサギ、ミサゴ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が、植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているノダイオウ、準絶滅危惧として掲載されているカザグルマ等が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺には同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響は小さい又はないとされている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が１箇所存在するが、宮城県教育委員会との協議の結果、発掘調査の必要はないことが既に確認されている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、線形等の良好な道路を整備し、安全かつ円滑な自動車交通を確保することを主な目的とし、宮城県条例による第３種第２級の規格に基づく２車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、宮城県条例等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、申請案のほか、現道拡幅案、申請案より山側を通過する案の３案について検討が行われている。

申請案と他案とを比較すると、申請案は、用地取得面積が中位であるものの、移転対象物件数が最も少ないこと、現道の交通を確保しながら施工ができるなどの施工性に優れていること、事業費が最も廉価となることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

3⑴で述べたように、現道は幅員狭小区間等が存在し、交通事故が発生しているなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、角田市長より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　宮城県角田市役所

○中国地方整備局告示第八十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年八月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月二十九日

中国地方整備局長　丸山　隆英

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
浜田市下府町一八二〇番二から	前	一一・三八メートル	二四七・一キロメートル	区にび上記分表Ｄ記Ａは、・いずうる関Ｂ・敷係。地図Ｃの面及
	Ａ	九・四六五	七・八九二	
	Ｃ	八・五	七・八	
	Ｂ	八・四	七・八	
益田市須子町口六八三番一まで	後	八・五	七・八	
	Ａ	〇・〇	四・〇	
	Ｃ	一・〇	一・〇	
	Ｂ	三・〇	三・〇	
	Ｄ	〇・〇	四・〇	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

○中国地方整備局告示第八十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年八月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月二十九日

中国地方整備局長　丸山　隆英

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号